

所定疾患施設療養費の算定状況について

2026年度 算定状況（2025年4月1日～2026年3月31日）

病名	(I)		(II)	
	件数(件)	日数(日)	件数(件)	日数(日)
肺炎	11	55	7	31
尿路感染症	12	51	9	65
带状疱疹	2	12	0	0
蜂窩織炎	8	43	4	28
慢性心不全の憎悪	0	0	0	0

算定要件

所定疾患施設療養費（I）（II）

対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

- イ 肺炎
- ロ 尿路感染症
- ハ 带状疱疹
- ニ 蜂窩織炎
- ホ 慢性腎不全の憎悪

肺炎及び尿路感染症については検査を実施した場合のみ算定できる。

慢性心不全の憎悪については、原則として注射又は酸素投与との処置を実施の場合のみ算定できる。

所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。（協力医療機関等と連携して行った検査等を含む）

所定疾患施設療養費（I）

肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定する。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものである為、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものである。

所定疾患施設療養費（II）

肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定する。また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものである為、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものである。

当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が、感染症対策に関する研修を受講していること。

当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。